

事 務 連 絡
令和 5 年 3 月 2 7 日

(一社) 不動産協会	担当者 殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者 殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者 殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者 殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者 殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者 殿

国土交通省都市局市街地整備課
住宅局市街地建築課

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、
防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の運用について（補足）

貴職におかれましては、平素より土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区
整備事業及び住宅市街地総合整備事業等（以下「土地区画整理事業等」という。）の円
滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

平成 28 年 12 月に施行された無電柱化の推進に関する法律（平成 28 年法律第 112
号）第 12 条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令（平
成 31 年省令第 32 号）が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行されるとともに、道路上の
電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者、土地区画整理事業等の施行者又は施行予
定者及び道路管理者（将来道路管理者も含む）との調整が円滑に実施されるための留
意事項として、国土交通省都市局及び住宅局より地方公共団体等に「無電柱化の推進
に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及
び住宅市街地総合整備事業等の運用について」（令和 2 年 3 月 19 日付国都市第 116 号、
国住街第 170 号。以下「都市局等課長通知」という。）が通知されているところです。

今般、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」（令和元年 9 月 30 日
付道路局事務連絡）が改訂され、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引
き Ver. 2」（令和 5 年 3 月 3 日付道路局事務連絡）が通知されたことから、都市局等
課長通知における留意事項の補足として、都道府県等の土地区画整理事業等主管部
局長に対して、別添のとおり通知しておりますので、貴団体加盟各社に対する周知
をお願いいたします。

以上